

検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発0831第1号」、「保医発0831第11号」により、下記検査項目において検査実施料の新設及び、一部変更が通知されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 適用日 2018年(平成 30年) 9月 1日より適用
- 新規収載項目 25-ヒドロキシビタミンD[ECLIA] 受託体制調整中
BRCA1/2遺伝子検査 受託体制調整中

※詳細につきましては、裏面をご参照ください。

【詳細内容】

適用日:平成 30 年 9 月 1 日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
25-ヒドロキシ ビタミンD [ECLIA]	117 点	生化 I 144点	「D007」 血液化学検査の 30	<p><u>ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD</u></p> <p>ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。</p> <p>ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。</p>

下線部が「保医発0831第1号」により改正された内容になります。

【詳細内容】

適用日:平成 30 年 9 月 1 日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
BRCA1/2 遺伝子検査 ※	20200 点	血液 125点	D006-2 造血器腫瘍遺伝 子検査 (2,100点×2回) + D006-4 遺伝学的検査の 3. 処理が極めて 複雑なもの (8,000点×2回)	<p>BRCA1/2遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なもの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。</p> <p>ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。</p> <p>イ 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。</p> <p>ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。</p> <p>エ 本検査の実施に際し、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-4」遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</p>

下線部が「保医発0831第11号」により改訂された内容になります。

※平成30年7月31日厚生労働省保険局医療課「事務連絡」により、検査項目名称が「BCACAnalysis診断システム」から「BRCA1/2遺伝子検査」に改正されています。